

介護サポーター育成支援事業費補助金取扱要領

制定 令和7年8月20日

福介第399号

第1 通則

介護サポーター育成支援事業費補助金の交付に関しては、介護サポーター育成支援事業費補助金交付要綱（令和7年8月20日付け健康福祉部長通知福介第398号。以下「交付要綱」という。）によるほか、この取扱要領の定めるところによる。

第2 事業の目的

介護職員の業務負担軽減や職場定着を図るため、介護未経験者（以下「未経験者」という。）に介護の仕事の魅力発信や、介護の周辺業務を担う介護サポーターの介護事業所等への直接雇用に向けた市町の取組を支援する。

第3 事業概要

県内35市町を対象に、育成講座の実施や施設見学、その他介護分野への参入のきっかけを作る取組の企画・運営等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

第4 業務内容

補助金交付先は、事業の実施期間内に以下の全部又は一部のいずれかの業務を行うものとする。

(1) 受入施設等の募集

- ・補助金交付先は、当該事業の周知を図り、介護サポーターの雇用を希望する介護保険施設等の募集を行うこと。
- ・募集の対象は、静岡県内に所在する介護保険施設等とする。
- ・補助金交付先は、介護事業所等に対して、介護業務のうち介護職員が担う専門的な業務と、介護サポーターが担う周辺業務を適切に切り分ける重要性など、本事業の趣旨を十分に説明し、了承を得たうえで参加してもらうこと。

(2) 介護未経験者の募集

- ・補助金交付先は、当該事業の周知を図り、未経験者が関心を惹くような効果的な広報を行うこと。

(3) 育成講座の実施や施設見学等

- ・補助金交付先は、地域の特色や参加受入施設等の状況に応じた講座の企画・運営を行うこと。
- ・施設見学に当たっては、参加受入施設の特徴などについて未経験者に十分説明な説明を行い、本人の適正や希望を考慮して実施すること。

(4) その他介護分野への参入のきっかけを作る取組の企画・運営等

- ・(1)～(3)のほか、未経験者が介護サポーターとして介護分野への参入のきっかけを作る取組の企画・運営を行うこと。

附 則

この要領は、令和7年度分の補助金から適用する。